

引 取 業
フロン類回収業
解 体 業
破 碎 業
廃業等届出書

年 月 日

呉 市 長 殿

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第

号で登録
許可を受けた

引 取 業
フロン類回収業
解 体 業
破 碎 業

の廃業等について、使用済自動車の再資源化等に関する法律

第 48 条第 1 項
第 59 条
第 64 条
第 72 条

の規定により、

届け出ます。

廃業等の理由	
--------	--

備考

- 1 この届出書は、廃業等の日から 30 日以内に提出すること。
- 2 この届け出をする者は、次のとおりとする。
 - (1) 個人が死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
 - (5) その(登録/許可)に係る(引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)を廃止した場合 (引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)であつた個人又は(引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)であつた法人を代表する役員

注1 不要な文字は、消すこと。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。